

入札の無効に関する関係法令抜粋

【光市財務規則】

(入札の無効)

第101条 一般競争入札の場合において、次の各号のいずれかに該当する入札があったときは、これを無効とする。

- (1) 政令第167条の4第1項又は第2項に該当する者の入札
- (2) 政令第167条の5第1項に規定する資格を有しない者の入札
- (3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者の入札
- (4) 郵便等による入札を認めない場合の郵便等による入札
- (5) 所定の日時及び場所に入札書が提出されなかった入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) 記名押印のない入札
- (9) 委任状の提出のない代理人の入札
- (10) 同一入札において2人以上の者の代理人となった者の入札
- (11) 入札に参加しようとする者が同一入札において他の入札に参加しようとする者の代理人となった場合の入札
- (12) 談合その他入札に関し不正の行為があったと認められる者の入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者の入札

【光市建設工事等一般競争入札実施要綱】

(入札の無効)

第13条 入札の無効は、規則第101条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 虚偽の確認申請により、入札参加資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 積算内訳書の提出を必要とする場合において、積算内訳書が入札書と同時に提出されない入札
- (3) 積算内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税を除いた額)と入札書に記載された金額が異なる入札
- (4) 入札開始の宣言をしたときに参加していない者の入札

【光市建設工事総合評価競争入札実施要綱】

(入札)

第11条

2 技術提案資料を第7条第1項により定められた期日までに提出しない者の入札書は、無効とする。

【光市建設工事等入札心得(一般競争入札、指名競争入札)】

10 一般競争入札及び指名競争入札の場合において、次の各号のいずれかに該当する入札があったときは、これを無効とする。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当する者の入札
 - (2)地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する資格を有しない者の入札
 - (3)所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者の入札
 - (4)郵便等による入札を認めない場合の郵便等による入札
 - (5)郵便入札において、光市郵便入札に関する試行要領の規定に反する入札
 - (6)所定の日時及び場所に入札書が提出されなかった入札
 - (7)入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札
 - (8)入札書記載の金額を加除訂正した入札(金額の訂正印による訂正も無効)
 - (9)記名押印のない入札
 - (10)委任状の提出のない代理人の入札
 - (11)入札会場で委任状を提出した場合において、代理人の氏名押印のない入札
 - (12)同一入札において2人以上の者の代理人となった者の入札
 - (13)入札に参加しようとする者が同一入札において他の入札に参加しようとする者の代理人となった場合の入札
 - (14)談合その他入札に関し不正の行為があったと認められる者の入札
 - (15)入札時に工事費内訳書が提出されていないもの
 - (16)工事費内訳書に商号又は名称並びに住所及び工事名が確認できないもの
 - (17)工事費内訳書中の工事価格と入札金額が同一でないもの
 - (18)工事費内訳書中の必要とする項目に空欄又は0円と記載のあるもの
 - (19)工事費内訳書中の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
 - (20)前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者の入札
- 上記(15)～(19)については建設工事に該当する入札の場合に限る。